

宮崎市制100周年記念事業実行委員会

第3回総会

MIYAZAKI CITY 100



日時：令和7年2月18日（火） 16：00～

場所：宮崎市役所 本庁舎4階 特別会議室

宮崎市制100周年記念事業実行委員会委員・役員一覧

【会 長】 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体	役職	氏名
行政	宮崎市	市長	清山 知憲

【副会長】 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
経済	宮崎商工会議所	会頭	米良 充典

【委 員】 6名

選出区分	所属団体	役職	氏名
行政	宮崎北警察署	署長	迎 修二
議会	宮崎市議会	議長	前本 尚登
教育	宮崎市教育委員会	教育長	黒木 貴
教育	宮崎県高等学校文化連盟	会長	鬼束 雅史
経済	宮崎市商店街振興組合連合会	理事長	吉田 孝平
観光	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合宮崎支部	支部長	冨森 信作

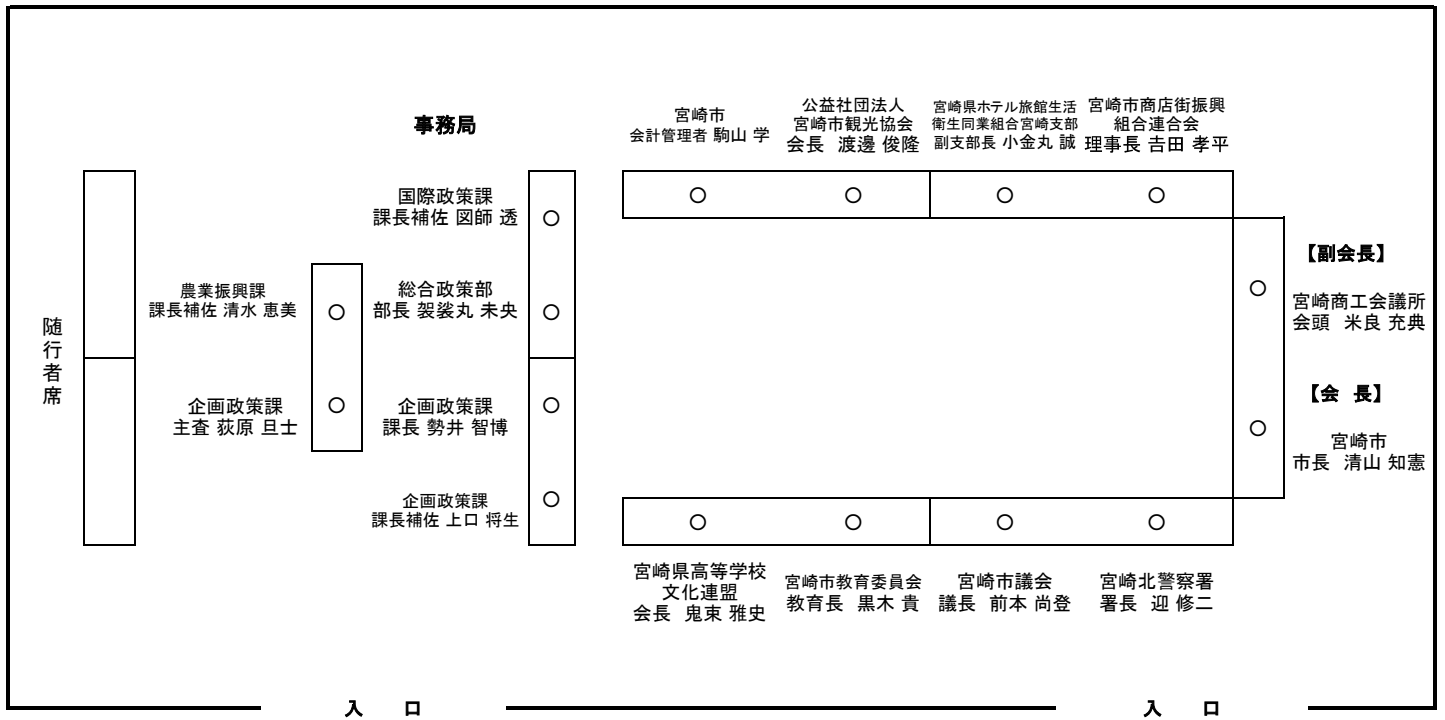
【監 事】 2名

選出区分	所属団体	役職	氏名
行政	宮崎市	会計管理者	駒山 学
観光	公益社団法人 宮崎市観光協会	会長	渡邊 俊隆

全10名

宮崎市制100周年記念事業実行委員会 第3回総会 会場レイアウト

本庁舎4階 特別会議室



宮崎市制100周年記念事業実行委員会

第3回総会 次第

1 開会

○あいさつ 実行委員会 会長 清山 知憲

2 議事等

- 第1号報告 実行委員会収支予算の専決処分について
- 第2号報告 宮崎市制100周年記念事業「SMILE MIYAZAKI 100年祭」について

- 第1号議案 実行委員会収支決算の承認について
- 第2号議案 実行委員会の解散（案）について
- 第3号議案 残余財産の処分（案）について

4 閉会

**宮崎市制100周年記念事業実行委員会
収支予算の専決処分**

○報告内容

宮崎市制100周年記念事業実行委員会会則第9条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

宮崎市制100周年記念事業実行委員会

収支予算

令和6年11月22日時点

【収入】

(単位:円)

項目	予算額		増減	備 考
	当初 第2回総会後	補正後		
宮崎市補助金	24,700,000	24,700,000	0	
協賛金	15,600,000	15,900,000	300,000	全40社→全41社
出店料	0	200,000	200,000	キッチンカー出店料(10店舗)
雑収入	0	72	72	宮崎銀行預金利息
合 計	40,300,000	40,800,072	500,072	

【支出】

(単位:円)

項目	予算額		増減	備 考
	当初 第2回総会後	補正後		
1 総務費	100,000	100,072	72	
事務局費	100,000	100,072	72	消耗品費、通信運搬費、手数料等
2 開催推進費	40,200,000	40,700,000	500,000	
委託料	24,600,000	24,600,000	0	イベント業務委託料(宮崎市補助金充当分)
委託料(追加分)	15,600,000	16,100,000	500,000	イベント業務委託料(協賛金・出店料充当分)
合 計	40,300,000	40,800,072	500,072	

参考(実行委員会会則)

第9条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

宮崎市制100周年記念事業実行委員会
収支決算の承認について（案）

1. 決算（案）

令和6年6月27日～令和7年3月31日

【収入】

(単位：円)

項目	予算	決算案	増減	備 考
宮崎市補助金	24,700,000	24,700,000	0	企画政策課 2,100万円（9月補正300万円含む） 農業振興課 370万円
協賛金	15,900,000	15,900,000	0	全41社
出店料	200,000	200,000	0	キッチンカー出店料（10店舗）
雑収入	72	10,981	10,909	宮崎銀行預金利息（8月・2月）
合 計	40,800,072	40,810,981	10,909	

【支出】

(単位：円)

項目	予算	決算案	増減	備 考
1 総務費	100,072	45,283	-54,789	
事務局費	100,072	45,283	-54,789	消耗品費、通信運搬費、手数料等
2 開催推進費	40,700,000	40,700,000	0	
委託料	40,700,000	40,700,000	0	「宮崎市制100周年記念市民参加型イベント及び 市民パレード企画運営等業務委託」委託料
合 計	40,800,072	40,745,283	-54,789	

収入合計	支出合計	残額
40,810,981	40,745,283	65,698

残額は宮崎市に返還

宮崎市制 100 周年記念事業実行委員会
会 長 清山 知憲 殿

会計監査報告書

宮崎市制 100 周年記念事業実行委員会の会計監査に当たり、収入支出に伴う関係書類、諸帳簿、証拠書類等を対照精査した結果、いずれも適正に処理されていることを確認しました。

令和 7 年 之 月 18 日

宮崎市制 100 周年記念事業実行委員会

監 事 渡邊 俊隆



監 事 駒山 学



宮崎市制100周年記念事業実行委員会の解散（案）

1 要旨

宮崎市制100周年記念事業実行委員会会則第14条第1項の規定により、当実行委員会を解散する。

2 解散の理由

宮崎市制100周年記念事業実行委員会会則第2条に規定する当実行委員会の事業の目的を達成したため。

3 解散の時期

残余財産の処分の日をもって解散する。

参考（実行委員会会則）

第2条 実行委員会は、市制100周年という記念すべき節目を、次の100年に向けたまちづくりの確かな一歩とするとともに、市民に愛され、幸せや豊かさを感じられる宮崎市の実現を目指していくため、未来を担う若い世代を中心とした多様な主体が関わる市民参加型イベント及び市民パレード（以下「イベント等」という。）を実施することを目的とする。

第14条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、宮崎市に帰属するものとする。

残余財産の処分（案）

1 要旨

宮崎市制100周年記念事業実行委員会会則第14条第2項の規定により、当実行委員会が解散するときに有する残余財産を、以下のとおり処分する。

2 残余財産の額

65,698円

3 残余財産の処分方法

宮崎市からの補助金を精算する際に、宮崎市へ返還を行う。

参考（実行委員会会則）

第14条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、宮崎市に帰属するものとする。

宮崎市制100周年記念事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宮崎市制100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、市制100周年という記念すべき節目を、次の100年に向けたまちづくりの確かな一歩とするとともに、市民に愛され、幸せや豊かさを感じられる宮崎市の実現を目指していくため、未来を担う若い世代を中心とした多様な主体が関わる市民参加型イベント及び市民パレード（以下「イベント等」という。）を実施することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 実行委員会が主体となって行うイベント等の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 実行委員会が主体となって行うイベント等の開催に係る準備に関すること。
- (3) 実行委員会が主体となって行うイベント等の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 実行委員会が主体となって行うイベント等の広報、啓発に関すること。
- (5) 関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び副会長、監事及び委員をもって組織する。

2 実行委員会に次の各号を掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

(役員を選任)

第5条 会長は、宮崎市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員は、無報酬とする。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) イベント等の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第9条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第5章 事務局

第10条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第12条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、この会則の施行の日から、令和7年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、宮崎市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年6月27日から施行する。